

舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和2年6月30日

緊急事態舞台芸術ネットワーク

1. はじめに

新型コロナウイルスの感染が日本国内において広がり始めた当初から、舞台芸術公演はその大小を問わず、他の業種に先がけて自粛を行って参りました。活動再開に際し、施設管理者や公演主催者は下記の従事者、来場者、公演関係者の安全を確保するための感染予防対策実施の主旨・内容を十分ご理解したうえで、各施設の対策実施において本ガイドラインに示された考え方、対策を有効に活用していただければ幸いです。そして、新型コロナウイルスの感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たしていかななくてはなりません。

施設や公演によっては本ガイドラインの詳細版が必要になることも想定されます。また、状況によっては直ちに対応・導入することは難しい事項も含まれているかと思えます。すべての項目の実施が活動再開の必須条件ではありませんが、基本となる感染予防策を実施した上で、より感染予防効果を高めるための推奨事項として、今後、取組みの参考にしていきたいと思えます。

なお本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとしたします。そして、施設管理者及び公演主催者が公演活動を再開するかどうかの判断にあたっては、引き続き、その施設が所在する都道府県の知事からの収容率等の要請等を踏まえ、施設管理者及び公演主催者の双方において十分協議の上で、適切に対応する必要があります。

(補足事項)

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年5月25日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。)を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年5月4日。以下「提言」という。)において示されたガイドライン作成の求めに応じ、舞台芸術関連の団体が結集した緊急事態舞台芸術ネットワークとして、劇場・ホール等の施設管理者や公演主催者が公演実施における新型コロナウイルス感染拡大予防対策と

して留意すべき事項を整理し、今後の取組の参考に供するために作成されたものです。

本ガイドラインでは、提言4.(2)「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、別添『『新しい生活様式』の実践例』、「緊急事態の維持及び緩和等に関して(令和2年5月4日付事務連絡)(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)」、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月14日)及び「緊急事態措置を実施すべき区域の変更等に伴う都道府県の対応について(令和2年5月14日付事務連絡(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長))を踏まえつつ、公益社団法人全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(令和2年5月14日。以下「劇場、音楽堂等ガイドライン」という。)を参考に、場面ごとに具体的な感染予防対策を規定しています。

本ガイドラインは「劇場、音楽堂等ガイドライン」と補完し合う関係であり、それぞれの立場から責任ある感染対策を実施することによって、より安全な環境が生まれます。

2. 感染防止のための基本的な考え方

劇場・ホール等において、施設管理者及び公演主催者は、会場の規模や様態を十分に踏まえ、会場及びその周辺地域において、下記の三者への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、必要となる負担を考慮に入れながらも最大限の対策を講じる必要があります。

- ① 会場の管理・運営に従事する者(以下「従事者」という。)
- ② 公演を鑑賞するために会場に来場する者(以下「来場者」という。)
- ③ 出演者及び公演の開催に携わるスタッフ(公演主催者を除く。以下「公演関係者」という。)

特に、1 密閉空間(換気の悪い場所)、2 密集場所(多数が集まる密集場所)、3 密接場面(間近で会話や発声が行われる)という3つの条件が重なる場所(3/19政府専門家会議提言いわゆる「三つの密」)が、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、三密が重なる環境にならないように、感染対策に徹底して取り組むことが重要です。

施設管理者や公演主催者は、劇場・ホール等における下記の特徴を踏まえて、以下の具体的な対策を講じていくよう提唱します。

- a) 各種法令等により高機能の空調設備の整備が義務付けられており、強制的な機械換気が可能。

- b) 公演中は、来場者は一方向を向き対面による会話等が原則想定されない。
- c) 原則として座席が設置されており定員数も明らかなため時差式の規制入退場等も可能。

3. 施設管理者及び公演主催者が講ずる具体的な対策

1) 会場内の各所における対応策

① 会場内共通

- ・ 会場内(会場入口、チケット窓口、ロビー 他)において、列を作る際などには可能な限り間隔を開けるよう案内し、人が密集しないよう努める。
- ・ 開場の際には施設内のドアノブや手すり等不特定多数が触れやすい場所の消毒を行う。なお、消毒液は、当該場所に最適なものを用いるようにする（以下、消毒に関する記載において同じ。）
- ・ 手洗い、手指の消毒を励行する。
- ・ 公演の前後及び公演の休憩中に、会場内の換気を行う。また、施設管理者と公演主催者として調整の上、公演中も定期的に適切な換気を行う。

② 客席

- ・ 座席は原則として指定席にするなどして、適切に感染予防措置がとれる席配置とするよう努める。自由席の場合は、席と席の距離を取るなど、できる限り密集にならないよう心がける。
- ・ 座席の最前列席は舞台前、もしくは俳優の演技エリアから十分な距離を取る。また、感染予防に対応した座席での対策（家族等の一集団と他の集団との距離を確保した席配置、または距離を置くことと同等の効果を有する措置を講ずる等）に努める。
- ・ 客席では、マスクを着用し、自席で会話をしないよう周知する。

③ 会場入口

- ・ 手洗い、手指の消毒を励行するとともに、会場入口に、手指消毒用の消毒液を極力設置するようにする。消毒液は定期的な交換を行う。

④ チケット窓口

- ・ 対面で販売を行う場合、マスクの着用とともに、可能な範囲でアクリル板や透明ビ

ニールカーテンを設置し、購買者との間を遮蔽するよう努める。

- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売やキャッシュレス決済を推奨する。
- ・ 入場時のチケットもぎりの際は、担当者はマスクや手袋を着用する。また、来場者が自分で半券を切って箱に入れ、公演主催者がそれを目視で確認するといった方式等、もぎりの簡略化も検討する。

⑤ ロビー、休憩スペース

- ・ 常時換気に努める。
- ・ 対面での飲食や会話を回避するよう場内に表示や放送等により促す。
- ・ 開場時、休憩時間、終演後に、人が滞留しないよう、段階的な出入り等の工夫を行う。
- ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。
- ・ 公演関係者が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行う。

⑥ 楽屋、控室、稽古スペース

- ・ 常時換気に努める。
- ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。

⑦ トイレ

- ・ 不特定多数が接触する場所は、清掃・消毒を行う。
- ・ トイレの蓋がある場合、蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ ハンドドライヤーや共通のタオルは使用しない。

⑧ 飲食施設、グッズ売り場等

- ・ 常時換気に努める。
- ・ 現金の取扱いをできるだけ減らすため、キャッシュレス決済を推奨する。
- ・ 混雑時の入場制限を行う。
- ・ 食器、テーブル、椅子等の消毒を徹底する。
- ・ 飲食施設・グッズ売り場等に関わる従業員は、マスクの着用（必要に応じてフェイスガード）と手指消毒を徹底し、飲食施設の利用者にも手指消毒を行ってから入場するように促す。

- ・ ユニフォームや衣服はこまめに洗濯するように努める。
- ・ 対面で販売を行う場合、必要に応じて、テーブル上に区切りのパーティション（アクリル板等）を設けるなど工夫する。
- ・ 物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は極力取り扱わない。

⑨ 清掃・ゴミの廃棄

- ・ 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ・ 作業を終えた後は、手洗いや手指消毒を行う。

2) 公演関係者に関する感染防止策

- ・ 公演の安全で円滑な運営に必要な最小限度の人数となるよう工夫する。
- ・ マスク着用や公演前後の手洗い、手指消毒を徹底する。
- ・ 自宅で検温を行うこととし、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機とする。
- ・ 健康を守ることを第一と考え、体調が優れないと感じた場合には、各セクションの代表者かプロデューサーに報告の上、自宅待機とする。
- ・ 過去 2 週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合は、自宅待機とする。
- ・ 公演主催者は、従事者全員の緊急連絡先や会場までの移動経路を把握する。
- ・ 機材や備品、用具等の取り扱い者を選定し、不特定者の共有を制限する。
- ・ 仕込み、リハーサル、撤去において、十分な時間を設定し、密な空間の発生防止に努める。
- ・ 表現上困難な場合を除き、原則としてマスク着用を求めるとともに十分な間隔を取るように心がける。
- ・ 常時換気に努める。
- ・ 舞台上で触れる機器・小道具等、また舞台面の清掃・消毒・殺菌を行う。
- ・ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。
- ・ 食事を提供する場合は、1 回分ずつ分けて配布できるものとし、ケータリング形式では行わない。また使い捨ての紙皿やコップを使用するか、個人でタンブラー等を用意するよう促す。
- ・ 関係者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

3) 来場者に関する感染防止策

<公演前の対策>

- ・ チケットシステム等により事前に把握している範囲で、公演ごとに、来場者の氏名、及び緊急連絡先の把握に努める。また、来場者に対して、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
- ・ 来場前の検温の実施の要請のほか、来館を控えてもらうケースを事前に周知する。
- ・ 導入が検討されている接触確認アプリ等を活用する場合、その旨を事前に周知する。
- ・

<公演当日の対策>

周知・広報

感染予防のため、施設管理者と協力の上、来場者に対し以下について周知をする。

- ・ 咳エチケット、マスク着用、手洗い
- ・ 手指の消毒の徹底
- ・ フィジカルディスタンスの確保の徹底
- ・ 下記の症状に該当する場合、来場を控えること。

37.5℃以上の発熱、極端な咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、味覚・嗅覚障害、頭痛、下痢、嘔気・嘔吐

① 来場者の入場時の対応

- ・ 以下の場合には、入場しないよう要請する。
 - 発熱があり検温の結果、37.5℃以上の発熱があった場合
 - 咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - 過去 2 週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合等
- ・ 事前に余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等の工夫をし、必要に応じて、入場制限を行う
- ・ 入待ちは控えるよう呼び掛ける。
- ・ オペラグラス等の貸出物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行わない。

- ・パンフレット・チラシ・アンケート等は極力手渡しによる配布は避ける。
- ・プレゼント、差し入れ、祝花等は控えるよう呼び掛ける。
- ・感染が疑われる者が発生した場合、速やかに医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける。

② 公演会場内の感染防止策

- ・接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用と会話抑制等、複合的な予防措置に努める。
- ・場内における会話は控えていただくよう周知する。
- ・座席のひじ掛けの使用は、左右いずれかに統一するように要請する。
- ・来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わない。
- ・事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑の緩和に努める。

③ 来場者の退場時の対応

- ・事前に余裕を持った退場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行う。
- ・出待ちや面会等は控えるよう呼び掛ける。

<公演後の対策>

- ・公演ごとに、可能な範囲で来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成し保存するよう努める（保存期間を当面1か月以上とする）。なお、個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずる。
- ・感染が疑われる者が発生した場合には速やかに連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整え、必要な情報提供を行う。

以上

舞台公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインの留意点

令和2年6月30日付
緊急事態舞台芸術ネットワーク

なお、ガイドラインを参考とし感染防止対策を講ずる上では、現時点の一般的な対策として、以下の点にもご留意ください。

- 人と人との間はなるべく2m以上（最低でも1m）距離を確保する。
- また、舞台と客席の間はなるべく2m以上距離を確保する。